

京都市告示第554号

京都市障害者教養文化・体育会館の指定管理者である公益財団法人京都市障害者スポーツ協会から、京都市障害者教養文化・体育会館条例第4条の規定に基づき、一部諸室の供用停止について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和3年2月8日

京都市長 門川 大作

令和3年2月8日（月）から同年3月7日（日）までは、午後8時に閉所する。

（保健福祉局障害保健福祉推進室）